

令和7年度 許可工作物等の履行検査（後期）

受検要領

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

1. 検査の対象

運動場、公園、係留等の平面占用及び道路等とし、別表に対象施設を示します。

2. 検査官

河川監理員又は事務所長の任命する者。

3. 検査実施期間

令和7年11月4日(火)～12月5日(金)（予定）

現地検査対象は検査日について、別途、担当出張所から連絡、調整します。

書面検査対象、自己点検対象は、所定の検査書類を令和7年11月28日(金)までに、各担当出張所あて提出をお願いします。

4. 事前点検

検査対象の施設は、事前に施設管理者（占有者）にて点検(以降事前点検と言います)を行い、別紙検査票(検査様式1-1、1-2、検査様式2)に「異常の有無等」を記載してください。また、事前点検の状況を写真に撮り、検査資料提出時に添付してください。

※前年度検査結果で指摘事項や意見などあった場合は、事前点検時に確認の他、検討等をお願いします。

5. 検査票について

検査様式「1-1」「1-2」（基本検査票）と検査様式「2」（チェックシート）に事前点検の結果を記載してください。

今回の検査で使用する様式は「6.平面占用」用のものと「7.兼用道路・自転車歩行者専用道路」用のもの2種類があります。それぞれ該当する施設や類似する施設の様式を使い、該当する様式がない場合は「平面占用」用のものを使用してください。

なお、検査票は京浜河川事務所ホームページの以下リンクから、エクセルデータでダウンロード可能です。

<様式ダウンロード> <https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin00428.html>

こちらの【検査票様式】から 【6 平面検査】【7 兼用道路・自転車歩行者専用道路】を選択し、取得してください。

6. 検査について。

検査方法は今年度検査から、以下方法にて実施いたします。

各対象物件ごと、「**現地検査**」、「**書面検査**」、「**自己点検**」に分かれておりますので、対象物件の検査方法をご確認のうえ、以下よろしくをお願いします。

6-1 現地検査

R7後期検査形式検査対象施設が「**現地検査**」の物件については、検査官が現地に赴いて検査いたします。検査票その他の資料と実際の施設を確認しますので、以下についてご準備をお願いします。

その場で検査官からの質疑応答や指摘事項等の口頭伝達がありますので、施設管理者は、的確な回答の出来る方が立会くださるようお願いいたします。

また、事前に別紙-1の注意事項をお読みください。

○現地検査当日、持参するもの

- ① 検査票（検査様式 1-1、1-2、2（今年度のもの））
- ② 事前点検時（施設撤去の実施状況、その他）の写真（1年以内の写真）
- ③ 出水時における水文情報の収集・伝達及び対策実施の体制フロー
- ④ 工作物の撤去計画書（出水時に撤去すべき工作物がある場合）
- ⑤ 許可書（許可申請書）及び添付図面

①～④の資料をまとめて**2部作成、提出**をお願いします。

⑤の許可書関係は、現地検査当日に拝見しますので、持参をお願いします。

なお、現地検査当日に所定様式の持参がない、許可書及び添付図面の持参がないなど、検査に必要な資料が揃っていない場合、検査中止・再検査 となる事もありますので、必要書類については必ず持参するようにお願いします。

○現地検査時の施設撤去について

出水時に撤去すべき施設がある場合は、事前点検や実際の出水時に施設撤去の実施状況写真で、1年以内のものを提出（前項②に該当）して頂ければ、原則として写真の確認 による検査とします。

上記写真が提出できない場合は、現地検査時に実際に施設撤去状況を確認して検査しますので、施設を撤去する体制準備のうえ、受検してください。

6-2 書面検査

R7後期検査形式検査対象施設が「**書面検査**」の物件については、書面提出による検査といたします。

○書面検査 提出書類

- ① 検査票（検査様式 1-1、1-2、2（今年度のもの））
- ② 事前点検時（施設撤去の実施状況、その他）の写真（1年以内の写真）
- ③ 出水時における水文情報の収集・伝達及び対策実施の体制フロー
- ④ 工作物の撤去計画書（出水時に撤去すべき工作物がある場合）
- ⑤ 許可書（許可申請書）及び添付図面 の写し

検査様式及び提出資料(①から④の書類及び検査対象の状況が判る写真)及び⑤許可書の写しをまとめて**2部作成のうえ 令和7年11月28日(金)まで** に担当出張所へ提出してください。(郵送提出も可です)

6-3 自己点検

R7後期検査形式検査対象施設が「**自己点検**」の物件については、

- ① 検査票（検査様式 1-1、1-2、2（今年度のもの））

の提出をお願いします。（上記②～⑤は省略可となります）

今年度「自己点検」とされる施設は、前年度現地検査を行っており、かつ前年度までの検査結果において良好な管理が認められるものを対象とし、今年度検査は検査票のみで検査を行いますので、資料作成の簡略化が可能となります。

「自己点検」に該当する物件については、①検査票一式を**2部作成のうえ 令和7年11月28日(金)まで** に担当出張所へ提出してください。(郵送提出も可です)

なお自己点検の翌年度は、現地検査もしくは書面検査を行いますので、上記 6-1 現地検査、6-2 書面検査を参照に、1年に一度事前点検の実施をお願いします。

（後日撤去計画に基づく実施状況を確認する場合もございますので、実施時の写真等は適宜保管をお願いします。）

7. 指摘事項等

現地検査時に指摘事項等がある場合は、検査官から口頭指示します。

なお、現地検査・書面検査の両方とも、指摘事項が有る無しに拘わらず、検査結果は後日、文書にて通知しますが、指摘事項等があった場合は、検査結果の文書通知を待たずに、検査後、速やかに担当出張所と調整を図り対策をとって下さい。

その上で、指摘事項等の対策状況について、令和8年3月末日までに年度内の状況報告（様式自由）を担当出張所に提出して下さい。

8. その他

- ① 現地検査を受検される施設管理者は、検査前に、当日の開始時間、集合場所等、確認連絡を出張所と取って下さい。なお、検査時間は当日の検査状況や交通事情により遅れる場合もありますので、ご了承ください。
- ② 検査当日、不足の書類などがあった場合は、検査官及び職員の指示により、検査後、速やかに担当出張所に提出して下さい。
- ③ 不足書類や、立会者の説明不足などにより、現地検査不可能な場合は、後日改めて検査することもあります。そのような事態の無い様に万全の準備をお願いします。
- ④ 事前点検の結果、異状が発見された場合には、その処理方法を検査票と合わせて提出して下さい。（様式任意）

9. 問い合わせ先

■ 検査内容

京浜河川事務所	占用調整第一課	電話	045-503-4015
	占用調整第二課	電話	045-503-4005
	管 理 課	電話	045-503-4013

■ 検査日程の調整及び確認、書面検査・自己点検提出資料送付先

京浜河川事務所	新 横 浜 出 張 所	〒222-0036 神奈川県横浜市港北区小机町 2081 電話 045-476-5003
	田 園 調 布 出 張 所	〒145-0072 東京都大田区田園調布本町 31-1 電話 03-3721-4288
	多 摩 出 張 所	〒206-0801 東京都稲城市大丸 3117-1 電話 042-377-7403
	多摩川上流出張所	〒197-0004 東京都福生市南田園 3-64-2 電話 042-552-0667

現地検査注意事項

※現地検査前に必ずお読み下さい！

- 必ず、検査官からの質疑に答えることのできる方が立ち会って下さい。
- 許可書（許可申請書）、添付図面を必ず持参して下さい。
- 許可申請時の添付図面について、周辺状況等が現況と異なっている場合は、現地で占有範囲を図面と照らし合わせて確認することができるような平面図及び写真を別途用意して下さい。（新たに作成する必要はありません。）
- 検査当日、占有範囲及び管理範囲が速やかに確認できるよう事前に現地確認をしておいて下さい。
- 前回検査の指摘事項に対して対応済の場合は、対応前の写真と対応後の写真の両方を持参して下さい。
- 出水時に撤去等すべき施設がある場合で、前回検査以降に出水や訓練、点検等で工作物の撤去作業を実施した場合は、実施時の資料（写真など）を提出して下さい。
- 検査当日、作業状況写真の提出の代わりに実際に工作物の撤去を実施して頂く場合は、作業人員の確保等体制を整えて下さい。
- 検査当日に、書類の不備等により検査の実施体制が整っていない場合には、改めて検査を行う場合があります。